

正教と帝王及國家

日本ハリストス正教會出版

27

13

特45
122

石川喜三郎著

正教
と
帝王及國家

日本ハリストス正教會出版

大正
11.22.
内交

正教と帝王及國家

緒言

何れの國にも天地開闢國民出生の事などに關する神話傳説の古來より傳れるものありて是等の神話傳説なるものは人智未開の代に在りては其國民の化導教育の上に大なる意義を有せるものなる事は何人も認むる所なる可し左れど神話傳説と正確なる歴史とが判然區別せらるべき一般國民が此の區別を明にする自覺を有するに至りたる場合にも國民教育の根柢の一部に其方便として是等の神話傳説を加へ置く如きは頗る危険の事といはざる可からず廣く知識を世界に求めて人智の進歩著しきを至せる今日は勿論人文の進運を永遠に期する前途

に於て、自覺ある國民に自覺ある國家の概念を與ふる事究て必要なり。德義の範圍は甚だ廣く天人、幽明、意念、心情の及ぶ所、德義の概念を成立せざる所なしと雖も、國家といふ此の大なる一團は、多くの場合に、此の德義の概念と其性質とを作る有力なる基礎となり原因となる事は歴史の證する所なり。故に國民に對して個人と家庭とに於ける健全なる德義の感念を與へ、其實踐の實力を養はんが爲には、先づ國家成立の意義に對する健全なる德義の概念を興へざる可からず。德義の主義精神なるものは、何時も必ず一貫して四方上下之を何處に施すも其意義精神の發露に異なるなきを以て、個人道德と國家道德の教示の意義に二様ある可からざるは勿論なり。最も進歩せる高等教育を受け居る社會に對しては萬國共通の倫理思想を興へ、國民道德の根柢を學理に基きたる主義思想の上に置かん事を望みながら、一般國民即ち是等高等

教育を受くる者の圈外にある多數者に對して、恰も小兒に御伽譚を聞かして満足せしめんとする如き方便を取らんとするは社會人心の爲に此の上の危険ある可からず。

又現今の最も進歩せる高等教育界の思想を見るも、國民道德の基礎たるべき國家に關する見解の思想の如きは必ずしも健全なりとはいふ可からず。宗教を疎外視し居る我が日本の現今の教育界が國家の思想觀念に關して神話傳説を排けたる後ちの方向は、歴史に入るか或は學理に入るかの二つにて、歴史は事實を教うるも敢てりの理由を説明せざれば、歴史も遂に學說に結び附けられ、歴史の説明は學說に歸せらるゝなり。然るに此の學說なるものゝ性質いかんといふに、學說とは讀みて字の如くに學者が自己の見解に依りて勝手に立る理窟なれば、朝改暮變固より期すべからず。特に國家といふ如き複雑なる形體に就きて

の説明の如きは何れの學說も殆んど同様に不確實極る想像說ならざるは無し。是等の學說が國家といふ此重大なる形體に就きて、單に一偏の想像說を逞うする位なれば尙ほ可なるも、此の想像說は學說といふ威名の假面を被ふりて、科學の妄信者を其實座の下に引き寄せ、最も恐る可き危険思想の毒煙を以て、國家の善良なる要素——青年を荼毒し居るに至りては實に慄然たらざるを得ざるなり。

國家とは何ぞやといふ問題の中には、國家の主權に關する問題も含り居れば、又軍事行政に關する問題も、國民の教育に對する問題も含り居りて、是等個々の問題は國家に關する問題の解決如何に依りて如何様にも説明せらるゝなり。國家とは何ぞやといふ問題に對する法理上の學說の如きは法律といふ者を立るが爲に最も便利なる一路の上より立る學說にて、是等の諸說は權利の對待者を置きて說を爲すのみにて

要するに人格を形體と視做し、又形體を人格と同視して權利の成立を前提と爲し居る、血も生命も無き一條の理窟に過ぎざるなり。凡ての哲學者の國家觀は哲學者各自の狭き頭腦の裡に、何れも其主義主張を定規として立てたる一私說に過ぎざれば、最も進歩せる說たりとも二人の說を折衷して第三の說の出でたる後には、又三人の說を折衷せる第四の說現はれ、斯の如くにして究極する所を知らざれば、哲學者の國家論も十人十色にて決して一致せる確論を立るを得ざるなり。

吾人が茲に國家に關する最も慎重なる思想見解を提出せんとするは世間の所謂學說にもあらざれば、又哲學上の論にもあらず。國民道德の基礎たる可き國家の觀念が是等の學說や哲學思想の爲に其根柢より覆没せられんとする危機を救ふが爲に、我が基督正教會が我等に傳ふる所の國家成立に關する斯教の思想を略述せんとする者なり。

正教と帝王及國家

目次

第一章	天地と國家	一
第二章	歴史と國家	五
第三章	國家の意義	九
第四章	國家と個人	三
第五章	國家の恩惠	一七
第六章	個人の義務	二一
第七章	國家の君主	二五
第八章	君主の神聖	三〇
第九章	日本の君民	三六
第十章	皇室と國民の義務	四〇
第十一章	忠君の極致	四四

四四〇三三二二一三九五一

正教と帝王及國家

第一章 天地と國家

國家とは何ぞやといふ問題を説明するの順序前提として我等は少しく溯りて茲に天地といふ事を述べざる可からず。天なる文字若くは同意義の言語が蒼空といふ意味の外に、無邊廣大なる「神」といふ意味に用ゐられ居るは、唯り支那日本のみならず世界の古き文明國に於て、何れも同様に今更是等の詮議を爲すの要も無かる可し。若しそれ「天」は無邊廣大なる神を指すの異名にて、此の天なる神は全知全能盛徳かぎり無きの神なりとせば、是れ即ち基督教に於て信奉する所の神と同じ神にて、此の盛徳圓滿の神には其名の名附く可きなきを以て、或は「天」とも

「神」とも稱せらるゝなり。神は即ち始と終りにて、萬物之に依りて創造せられ、又彼に依りて存し且つ生き居るなり。此の「天」なる神は一切萬物の原因者なれば凡る此の世に生を受けたる者、聖者偉人と雖も之を此の「天」の神と混同すべからず。我が日本などに於て國家創業の列聖や其他の忠君愛國の士を祭りたる神は假令是が爲に用ゐらるゝ用語が「天」の神と同じければとて、人を祭りたる「神」と「天」の神と同じからざる可きは尙ほ幼童にも之を解せしむるを得可し。若しそれ其名の紛らしきが爲に其名を忌むことをせずとならば、我等は聖賢偉人を祭りたるものを神と稱する事を辭せざる可きも、眞の「天」の神と人間を祭りたる神とは截然これを區別して、又從て其崇敬の意味をも自然別にせざる可からず。「天」なる神は人類に崇められ敬はれて然る後に神となりたるにあらざるは、「天」の神は世界の造物主にして世界も人類も此の神に依りて

出てたりといふ事に依りて自ら明かなるべし。「天」なる神は唯り萬物の原因者たるのみならず、其無限無量の全能力を以て此の宇宙を攝理する所の統理者なり。故に世界と人類の運命は此の「天」の神の攝理する所なるを以て、人類は此の「天」の神に對しては、唯り之を崇敬するのみならず、我等の運命に就きての祈念祈願を献げて之を尊敬崇拜せざる可からず。

然るに此の「天」の神とは全く異なる聖賢偉人を祭りたる神は、是其人の徳と人格とを尊崇して神視し、之を神徳ある者として尊敬を奉りたるに過ぎざるものなれば、是れに對して當然の崇敬を奉る可きは勿論なり。左れど人に對する崇敬の意味を誤りて、「在天」の眞神を忘れて、人を祭りたる者に敬意を表するに止らずして、尙ほ吉凶禍福の運命までも祈願せんとするは却て是れ非禮の不敬たるを免れざるなり。

人死すれば其靈永久に生きて存するも是れ「天」の神に在り「天」の神と共にして存する者にて、人類の靈が自己自由の能力にて單獨に存するものにあらざるは、人自ら其生死を左右し得ざるに依りても知るを得べし。人類は其靈性よりすれば天に屬する者なるも、其生存の運命よりすれば全く是れ「地」に屬する萬物の一形態なり。「地」とは山海林野の土壤を名附くる名たるのみならず、此の人類を圍繞する一切の生活條件は悉く是れ「地」に屬するなり。其靈を以て「天」に屬し其體を以て此の「地」に屬する人類は、此の地上に於て人生の運命を完うし其終極の目的を達するが爲に、是に必要な種々の生活條件を有せり。「家庭」「國家」「社會」等の組織成立と是に伴ふ一切の事は皆これ此の人生終極の目的を達するが爲の必要條件なり。故に「地」に屬する一切の事、みなこれ重要なる意義價值を有する「機關」にて、是等の機關は一として偶然に現はれたるものにも

非ざれば又偶然に存するものにもあらず。「地」に屬する事は「天」に關係なきが如くなるも、天地の中間を連絡する「人」に依りて此の「人」の爲めに、凡その善美なる「地」上の機關は——家庭も國家も「天」に屬する意義を有し、且つ其價值は「天」に屬するものとして定めらるゝなり。

第二章 歴史と國家

凡そ「地」に屬する善美の事悉くこれ偶然のものにあらざれば或る民族を團結せる一の國家も亦偶然の存在にあらざるは勿論なり。民族の集合團結を國家として名附くるには種々の條件を具ふる事必要なる可きも、歴史上の事實の上に存せる國家は、學者の認むる條件の有無に關係なく、歴史上の國家として存在せり。又この國家の興亡は必ずしも此の條件の有無がその原因となるにあらず、國家としての條件と性質とを十分備へ居りても、存在す可き理由と價值とを失ひて廢滅に歸する

國家も無きにあらず。

國家は歴史の上に現れたる不可思議なる一機關なり。如何なる人民も如何なる偉人豪傑とても自ら作らんとして此の國家を作りたるにあらず。歴史の上に於ける個人の意志と行爲とは固より歴史の行程を作る一因たるに相違なきも、豪傑は國家の創作者にあらざる如く、如何なる人民も衆議の約束を以て國家を作りたるにあらず。國家の創始は天意なり。個人が自由の意志を以て自己の欲する所を爲すの間に、此の人生を攝理する天意即ち神攝理者の意志が此人生の歴史の上に發動して、此の個人の運命を調整し、四圍の必要に應じ多数民族の歸趣を一にするが爲に茲に始て國家を現出するなり。故に國家は多数民族の統一の爲め、一の民族をして人生の目的を完うせしむるが爲に必然に現はる。機關にて、此の國家を現出せしむる必然の要條は即ち天意なり。別

言にていへば神攝理者の意志が人生を支配する歴史上の動機となり。理法となりて、茲に人生の必要の爲に國家を現出するなり。國家の創始には必ず偉人の精神の是に加はるあるも、此の偉人の精神が單獨にて國家を創始するものにあらず。此の偉人の意志精神が、一の社會の大勢の上に發動し居る造化攝理の大法に一致し、個人たる偉人の行爲が天の祝福を得たる場合に始て個人力が國家創始の一原動力となり得るなり。

斯の如くなるを以て多数民族の根本目的を達するが爲に獨立せる國家の必要なる間は、國家は是れ神の攝理に依り神の照管に依りて存立するものなり。國家の存在は天意即ち神の意志に基くものなるを以て國家は決して歴史上の偶然の現象にあらず。歴史的國家の存するは人生の歴史を一貫する天意に基く一大理法ありて、此の理法の支配力に

基くものなり。故に國家存立の意義を完うせんが爲には、先づ此の天意理法の存する所を察せざる可からず。歴史上の一切現象が偶然の混沌たる出來事にあらざる限り、又無意義無意味の遊戯にあらざる限り、國家の存立にも必ず天意あり神の意志の表顯あるに相違なく、國家の意義も價值も是に依りて生ずるなり。

若しそれ國家の存在が偶然無意義の存在ならんには、空中に顯はれたる蜃氣樓と一般にて四圍の空氣の變動は何時にても此の現象を消滅するを得べきも、世界の運命を支配する天則と神意とに依りて存立する國家は、また天意神慮に依るにあらざれば其存在を失はざるなり。國家の存立は天空に日月星辰の存すると同一意義にて存するものなれば、國家の存否は人意を以て之を左右するを得ざるなり。左れど國家を成立する要素は個人なるを以て、國家の要素たる個人にして天の容れ

ざる如き不法不道德の行爲あらんか、是れ國家存立の天意に反き國家の基礎を自ら破壊するものにて、國家が斯の如き破壊腐敗の要素を以て滿されんには、天は必ず四圍の大勢を利用して此の國家より國家存立の權を剝奪し、ある無き者より之を取りて餘ある者に與へられ、侵略と併合の運命は是より來る可し。故に歴史上に於ける國家の興亡には、神意天命の存すると共に、必ず其要素たる個人の力の加はれる者ありて、興亡存廢みなかならず必然の理由ありて存するものなる事を認めざる可からず。

第三章 國家の意義

りれ國家は天意必然の要求に依りて存するものにて決して偶然に存するものにあらずとすれば、國家は必ず國家としての意義目的を有せ

ざる可からず。世界に存する何れの國々にてても其國箇々の目的と意義とを有する如くに、國家通有の普通の目的普通の意義を有せざる可からず。

國家の意義目的は甚だ明白なり。國家を組織し居る其要素たる各個人には人類として此の世界に生存し居る人生の意義目的あり。國家は即ち此の人生の意義目的を完うするが爲の必須機關たる可きものなり。故に國家に於て必要とする一切の制度經營はその終極の目的をして悉く最高尙なる人生の意義目的に一致せしめざる可からず。又國家の活動は内外何れに向ふ働きにても、其根本原則として人生の意義目的に乖戾するを許さざるなり。國家の活動が其内政たると外政たるとを問はず、此の根本原則に反する活動ならんには是れ反人道の政治政策にて、國家の存立を祝福し居る神意天則は決して斯の如き行動を緩假

せず、必ず自ら招ぐ所の惡結果を免れざるなり。万民悉くこれ天の赤子にして人生の意義目的甚だ重大なるを以て、天の神が國家の必要を祝福するは是れ此の國家が存立するにあらざれば個人生存の意義目的を完うするを得ざるが故なり。個人生存の意義目的は個人に徳義の完成を得しめ、圓滿なる善福を得しむるに在り。これ凡ての宗教凡ての徳教と倫理説の一致する所なり。故に眞誠なる宗教の目的は現世を呪ひ人生を厭忌する來世主義なる可からず。眞誠の宗教は來生を説くも此の來生は現世を呪ひて得らる可きものにあらずして、此の來世の運命は此の世に於て人生の意義目的を完うし徳義の完成を得て始て得らる可きものなり。故に國家の存立は同じくまた眞誠宗教の意義目的に一致して、個人をして徳義の完成を得しめ其結果として圓滿なる吉福を心身の上に享有せしむるに在り。

斯の如く論じ來れば國家の主たる目的は個人の根本要求を満足せしむるにあるを以て、是れ個人本位の國家論なるが如くなるも、吾人の主義は決して個人本位の國家論にはあらざるなり。勿論個人は國家の要素にて個人の多數者が茲に存して始て國家が存するものなれば國家に於ける個人の價値は甚だ重大なるに相異なし。國家存立の目的と意義とはこの個人の根本要求を満足せしめ人生の目的を完うせしむるに在りとの旨意に依りて個人の價値の大なる可きを認むるに足る可し。左れど國家に於ける個人の價値を重視し其位置權利を十分に尊重する事が必ずしも個人主義なるにあらず。吾人の茲に説述せんとする所は只だ國家存立の意義目的は個人生存の意義目的に一致せざる可からずといふにありて、個人を本位に置きて國家を個人要求の下に服従せしめんとする者にあらず。

第四章 國家と個人

吾人は尙ほ章を改て國家と個人の關係に就きて論せざる可からざるものあり。此の問題に對して茲に相異なれる二様の解答ある事を假定するを得可し。即ち一は國家主義にして他の一は個人主義なり。極端なる國家主義の意見に依れば、國家は唯り現在の國民のみならず未來永久に凡ての國民を網羅し居る最重要の團體なるを以て、其重要なる点よりすれば到底個人の價値などに比較せらる可きものにあらず。個人と國家を比較すれば大海に一滴を比較するごと一般にて國家に對する個人の價値の如きは甚だ微々たるものなり。故に國家は個人の爲に存するにあらずして個人は國家の爲に存し、國家ありて始て個人の生存を得ら可きものなれば個人は國家に對して理由の何たるを問はず心身共に絶對に服従す可きものなりとの説なり。第二の個人主義は此の

反對にて左の如き説を爲せり。曰く國家は畢竟これ個人の爲に存するものなり。個人無くんば國家あるを得ず。個人あるが故に國家は存するなり。國家は一の集合體にして靈的存在としては何等の價值を有するものにあらず。然るに個人は心意を有し天賦の自由と人權とを有して、此の自由と權利とは國家の威力を以てするも之を侵すを得ざるなり。國家は即ち此の個人の自由と權利とを保護し之を伸張せしむるが爲の一機關に過ぎざれば國家一切の施設は個人を本位とせざる可からずと。

此の極端なる國家主義も個人主義も共に是れ吾人の取らざる所なり。此の兩説何れも多くの眞理を主張し居るも亦何れも根本的の謬見を有せり。今此の兩主義を一纏にして其誤れる点を一言せんに、前者の主義は國家を偏重して個人を偏輕せるの論にて、後者は個人を偏重し國

家を偏輕せる論なり。國家と個人とを比較すれば勿論國家は大なるに相異なし。左れど國家が大なるが爲に個人を絶對に無視し得る理由は何處にも存せざるなり。個人には國家の權威を以てするも之を無視するを得ざるのみならず、之れを絶對に尊重せざる可からざるものあり、即ち個人の徳義と信仰これなり。人には人として履み行ふ可き徳義ありて、若し此の徳義に反すれば人道に戻り獸畜の性行に伍するの人たるを免れざるなり。故に何人にも如何なる威壓も如何なる暴力にも抵抗して此の徳義を完うするの義務あり。國家は如何に大なりとも其威力が如何に強大なりとも個人を壓して此の徳義に違反せしむるの權を有せざるなり。國家の權威を代表する爲政家が國家の名を以て個人に對して人道違反の不道德を強うるも個人は絶對に之を拒絶するの權能あり。然し此の權能は國民としての權能にあらずして、個人とし

ての良心の権能なるを以て、國家を代表する爲政者の反道德の行爲を拒絶するは可なるも、之を拒絶するが爲に暴力に訴へ、個人が自己の徳義を完うするが爲に國家を相手にして力争するが如きは同じく是れ個人の徳義違反なり。若し如何なる宗教いかなる倫理教にても、人道を完うするが爲には國家の威力に對して是れと對抗するに暴力を以てす可しといふ如き謬見を認許せば、國家問題と良心問題とを混せるものにて決して健全なる道德的見解とはいふ可からず。萬一にも國家の權威が反道德の強壓を加ふる場合には、個人は良心に於て之を拒絶し其に従はざればそれにて足れり、決して是に反抗す可きものにあらず。國家が其暴力に服従せざれば個人を殺すといふ場合には、國家の一員たる個人は其良心の威嚴を完うするが爲に當然その國家の要求するが如くに其身を殺してその良心の命令を完うす可し。基督教初世代以

來の諸殉教者の聖なる行爲は是が善美の一例なり。

第五章 國家の恩惠

國家は單に個人の集合體にあらず、又只だ現在存在し居る個人の利益の爲に作られたる團體にもあらずして、既に國家として存立し居る以上、其國家は國民全體の未來永久の子々孫々の爲めと、世界に並存し居る他の國家の爲にも意義目的を有し且つ其使命を有するものなる事を忘る可からず。國家は此の性質と威權の上よりして個人の徳義を無視せざる限り個人をして國家に絶対に服従せしむ可き神聖なる権能を有せり。個人も亦國家の存立し居る久遠の目的を認め遠大なる使命を自覺して、此國家に對して絶対的の服従を爲すの義務を有するなり。國家は個人の根本目的を遂げしむるが爲に個人の爲し能はざる事業

を爲して個人を利益す。若し多数の民族雜然として混合雜居して其間にあらゆる人類の缺点罪惡が遠慮なく横行するも、この多数民族が國家の下に統一せらるゝにあらずんば、生民みな横暴なる個人の罪惡の爲に苦められ、一人も其災害を免るゝ者無かる可し。上天生民の爲に國家の成立を必要として無限の權威を有する國家を存立せしめ居るは、善良なる個人を不良なる個人の壓迫より救はんが爲めなり。若し國家の威權を以て善良なる個人を保護することなくんば、社會に於ける個人の凡ての善は強大なる勢力を有する惡の爲に殆んど絶滅せらる可し。民族の生活の間に社會の進歩人智の發達、諸民の幸福を増進せんが爲には、其民族は必ず國家に依りて統一せられざる可からず。國家の一員として存する個人は、自己の生命財産を國家の偉大なる權力を以て保護せられ居るが故に、個人は常に安全なる生活を爲し得るのみならず、

す。精神的の進歩發展を遂げ得らるゝなり。一切の學術文藝等あらゆる高尚なる社會の現象は、悉く是れ個人が國家といふ無限の權威を有する「力」の保護を得居る歴史的の賜物なり。

國家の存立に依りて個人の受け居る此の一般の利益の外に、國々に依りて異なる其國と其人民との特別なる歴史的關係より生じ居る特殊なる國家の恩惠あり。人民が國家より受け居る此の特殊の利益と恩惠とは國々に依りて同じからず。我が日本國民が子孫代々この日本といふ國家より受け居る恩惠は、支那人が清國に於て其國家より受け居る恩惠と同じからず。國民が國家の恩を感じて平素懐き居る其愛國心なるものには國民が此の國家より受くる恩惠の厚薄が興りて大に力あり。國家の秩序整然として軍備經濟各種の機關能く整頓し、國民一般の幸福を増進す可き宗教、教育、慈善の事業が悉く備はり居る國家に屬す

る國民はこの國家を尊敬し之を愛する心愈々深厚なる可きは見易きの道理なり。國民の愛國心なるものは單に過去の歴史的美談や教訓のみに依りて養ふを得ざる可きは、恰も「歌の聲を以て鶯を飼ふを得ざる」と一般なり。過去よりも未來よりも國家現在の實力に依りて得居る國家の恩惠は國民をして國家に對して義務の感と愛國心とを養成せしむる唯一の近路なり。國民の愛國心を養はんが爲に如何に愛國の教訓と歴史上の實例を示すも現在の國家が國民に對して其權利を蹂躪し其人格を無視し、個人が國家に屬して受く可き當然の利益恩惠を更に與へず、之を感せしめざらんには、其國民に生ける愛國心を養ふを得ざるや勿論なり。

故に國家の柱石となりて國政を料理する者は國家存立の神意天則に鑑み、國家の意義目的を明にし、個人をして依る所あらしめ各個人をして人生終極の目的を達するが爲に、國家として爲し得可き又爲さざる可からざる一切の業務を完うせざる可からず。斯の如くなれば國民悉く國恩の大なるを感じ國家に盡す可き義務を認めて自覺ある愛國心を有せしむるを得べし。

第六章 個人の義務

個人に對して國家の爲す可き事は前述の如くなるが、斯の如き國家に對して個人たる國民の盡す可き義務も是よりして自然に生ずるなり。國家に屬する國民は國家より如上の如き多大の恩惠を受け居る事を認むると共に、國家に屬する個人は是れ絶對なる自由の個人にあらずして國家所屬の一員たる事を自覺せざる可からず。國民は國家に屬する多數の個人なるが故に互に其自由と權利とを重んずるが爲に自己

の自由と權利とを互に制限せざる可からず。又國家は國家としての經營と活動とを要するを以て、この國家の經營活動の爲には個人は相當の義務を盡さざる可からず。

國家は國民たる各個人の幸福並に一般の幸福を増進するが爲に、内外の政治上に種々の經營を爲すの必要あるを以て、國民は此の國家の經營事業の緩急を計りて其義務を負担せざる可からず。又現今の世界列國は何れも武装を以て漸く其平和を維持し居る有様なれば、世界の中に一國にても武装を有する國と未開野蠻の人民の遺存する以上は我も亦武装を解く可からざるを以て國民は軍備兵役の義務を盡さざる可からず。若し現今の世界に突然軍備廢止の哲學を實行する國あらば其國は天下に卒先して弭兵の一大善事を敢行したる美名を博するやも知れざるも、其國の運命はその美名と添はずして幸ひに兵備兵力を

有する他國の好餌とならずんば、妙なくも其國家の威嚴を侮辱せられ其國權をも蹂躪せらるゝを免れざる可し。斯の如き國に屬する國民も亦從て個人としての幸福も個人としての目的をも達するを得ずして最も不幸なる國民として終るを免れざる可し。

故に現今の世界に國家としての實力を有する一國を成し居る以上は其必然の要求として兵備の必要あるや勿論なり。兵備は現今の世界に於て國家の實力を表示する必須の一條件なり。現今の世界に處して國家に兵備の必要なるは尙ほ個人の生命財産を保護する爲に警察力の必要なるど一般なり。個人の一國內に於ける生命財産の保障は法律に依りて之を得らるゝも、其法律の力は其背面に國家の威力あるが故に實力を有するなり。世界の列國の間に介立する一國の運命は之が安全を保障す可き法律のある無く、假令國際公法の存するありとも、其背面

に軍備の實力存する無くんば違法の國家ありとも公法の實力を強行するを得ざるなり。故に世界各國の國家の安全は歸する所、尙ほ之を自國の軍備に依頼せざる可からざる悲しむべき情態に在るを認めざるを得ず。

世界の現状は尙ほ斯の如き不完全なる情態に在るを以て、斯の世界に國を成すが爲に尙ほ軍備の必要あるは論を待たざるなり。國家にして既に軍備の必要ある以上は國民たる其個人は平素も此の軍備の爲に必要な義務を盡し、國家有事の日には武器を取りて戰陣に臨むの義務を果さざる可からず。個人なる國民は此の國家に依りてその生命財産を保護せらるゝのみならず、又此の國家に依りて一般國民が個人としての精神的の進歩發達、徳義の完成——人生の根本目的をも達し得るを以て、此の國家の爲に一身を献ぐるは是れ個人としての最も高尚な

る善行なり。國家は我等國民に物質上の幸福のみならず、靈に屬し精神に屬する幸福をも與ふるを以て、國民は國家の爲に此の肉身を献げて國家の恩に報ゆるは誠に當然なり。

第七章 國家の君主

國家はりの國體を異にし國風を別にすれば、其國家の主權者にも種々の相異なき能はず。之を歴史に徴すれば世界には絶對の君主獨裁の主權者を存したる國もあり、又その反對の民主主義にて、人民自體が國權の全部を有したる國もありたり。現今世界には絶對の君主政體は殆んどある無く、君主國は大抵皆な立憲君主國なり。又民主國なる共和國にても國家主權代表者には憲法にて認められたる權利を與へ居れば是等主權者も憲法の範圍内に於ては、多數人民に異なる特權を有せり。最

も狭き權利を有する共和國の大統領にても亦は立憲國の君主にても
兎に角に一國の主權者たる以上は神の祝福に依りて其位に在り其任
に居るものといはざる可からず其主權者の權利の大小と其位置の相
異の如きは其國の事情に應じて一樣なるを得ざるなり是れ恰も國に
大小の別あり國力の相異おつが自ら存するを以て天の攝理は世界の國々の
大小廣狹を一にせざると一般なり一家の中に家令家扶乃至幾多の奴
婢を置く貴族の父も赤貧洗ふが如き貧家の父もその勢力と生活状態
にこそ相異あれ父としての徳義的價值には些の相異も存せざる如く
一國主權者の權利の大小と其勢力の相異とは主權者の徳義的價值に
相異を與ふるものにあらざるなり國家に於ける主權者の關係を歴史
的に考ふれば茲に民族あれば此の民族を統一す可き有力者現はれて
主權者たるの性質を帯び然る後に國家成立を見るが順序なり國家が

既に存立し居りて然る後に主權者を定むる如きは是れ既存の主權者
未定の場合に起る事情にて國家創始の際に斯の如き事あるを得ざる
なり國家を統一する主權の現出と國家の創始とは大概同時にて國家
創始の天の祝福は即ち主權成立の神の攝理なり國家創始の際の主權
者は或は仁義の明君たる事もあれば或は他より侵入し來れる征服者
たる事もあり或は又壓制きはまれる暴威者たる事もあり故に國家主
權者の現出と其存在とは必ずしも善良なる性質を有するものとはい
ふ可からざるも惡を轉じて善たらしめ不徳を利して善徳たらしむる
は神の攝理にて斯の如き場合にさへも主權の成立と永續とが大に天
意の照管にある事を認めざるを得ず況んや盛徳の偉人が民族を糾合
統一して主權者となり一國の君主となる場合の如き固より盛大なる
天の祝福あり主權者たる屬神の聖權を是に與へらる可きは當然なり。

全人類は是れ一樣平等に在天の神の愛子愛民なるを以て、若し自然の運命よりすれば此の生民の間に何人も其主權者たる可き特權を有す可き筈無し。然るに神の攝理に依りて此の生民の間に種々の原因に依りて主權者を現出せるは、或は自然の攝理に依りて或は特別の事情に依りて人民統治の權を有力なる個人に與へらるゝなり。故に我が基督教より觀る時は一國の君主の有する大權は是れ屬神の大權にして、一國の君主は其大權を神より與へられ、或る意味に於ての聖別せられたる人格なりといはざる可からず。彼の大統領の如きも人民の輿望に依りて其の位置に在る間は、大統領たるの權利は同じく是れ神の與ふる所にして單に人民よりの委托權にはあらざるなり。一國の君主若くは大統領が其國の憲法にて種々に其權利に制限を立て居る如きは、是れ國家社會の事情に應じて主權者の權を分割せるものにて主權者と國

民との相互の同意に依り、或は君主の意志に依りて斯の如くになり居るものなり。民約主義を主張するものは君主若くは大統領の權は人民の有する權利の一部を國家統治の便利の爲に一人に依託せるものなりとの説を爲すも、是れ基督教の取らざる見解にて、父の權は子が父に委托したるものにあらざると一般國家の主權者の權は決して人民の委任權にあらざるなり。神は有生無生の万物に法則を立て理法を定めたると同時に、人間の靈性の上にも此の法則と理法とを定められたるを以て、民族相集りて一社會を成立する場合には必ず此の法則と理法と其社會に現はれて一の秩序を成立するに至る可し。此の秩序成立の必然の結果として國家には必ず國家の實權を生じ、又國家にはこの國家を代表すると共に此の實權を代表する所の主權者の出現するは、是れ天然自然の法則にて神が人間の靈性に賦與したる理法の表顯なり。

故に國家の主權者たる君主の現出は其形式が如何なる情態に依りてあらはれたりとするも是れ神の攝理に基く者にて、神の聖旨と祝福とに依るものなる事を認めざるを得ず。

第八章 君主の神聖

基督教の教意と基督教が二千年の間此世界に處して發達し來りたる教會歴史の精神とに徴すれば、基督教——特に我ハリストス正教會の政體觀は廣き意味に於ての君主政體を以て最も斯の教會の教義精神に應へたるものと認めざるを得ず。從て共和政體に對しては其教意の關係は兎も角、教會歴史的精神は甚だ縁遠きを認めざるを得ず。然し此の見解は民主國の大統領を以て神の祝福に基く主權者たる事を承認せざる者にあらざる事は前章詳述する所の如し。我がハリストス正教會

は東方諸國に深き歴史的關係を有したる結果、既に初世代よりして國家の主權者は必ず帝王たらざる可からざる見解を有せり。最も聖書は廣く、『凡の人の上に在る權に服す可し、蓋し神よりせざる權なし』(三ノ一)といひて帝王の權も其他の權もみな神よりせざる無きを認めたり。又『故に我凡の事に先だちて勸む衆人の爲、帝王及び凡る權を操る者の爲に、祈禱、祈願、懇求、感謝を爲さんことを』(テモフエイ)といひあるを見ても、唯り帝王のみならず大統領の如き權を有する者の爲にも同様に、神に祈らん事を勧め居るは明かなり。左れば我がハリストス正教會の歴史的見地よりすれば國家の主權者としては君主帝王は正格にして大統領若くは是に類したる主權者は其の變格として之を認めざるを得ず。我がハリストス正教會の教義教意に依れば一國の帝王は是れ神聖不可侵の位に在る人格なり。神聖不可侵の意義は之を法律的の意味に解釋

すれば勿論種々の解釋ある可し。然し我基督教に於ていふ所謂「神聖」といふ事の意味は讀みて字の如くに、聖別せられたる屬神の位に坐する人格の謂ひにして決して法律的意思にはあらざるなり。帝王の有する權と其位とは、帝王の人格若くは其帝王の祖宗が無意義偶然に得たるものにあらず、又國民より委任したるものにあらずして、神の攝理に依り神の聖意に依りて與へられたるものなれば、帝王の權と位とは是れ神天帝の國民統治の神權を代表するものなり。國家が自然の秩序に依りて有し居る國權も神權なり、帝王の有し居る大權も神權なり。帝王の有する大權は是れ決して國家の委任權にあらず、帝王の大權は國民に對して神權を代表し居る者なれば、帝王の大權に逆ふは即ち神に逆ふなり。故に聖書は明に此の事を教へて、『凡の人は上は在る權に服す可し、蓋し神よりせざる權なし、有る所の權は神より立てられたるなり、故

に權に服せざる者は神の命に逆ふなり、逆ふものは其罪を定む（ロマ書十
三ノ一）』と曰へり。

斯の如くなるを以て帝王は神の聖意を代表して一國を治むる者なれば、帝王の命は神の命として之を奉じ、神は神聖にして侵す可からざる如く、帝王も亦神聖にして侵す可からず。苟にも帝王に對して不遜不敬の行爲あらんか、是れ神を褻瀆し神の尊嚴を侵すの罪たるを免れざるなり。帝王の人格は斯の如くに神聖なるものなるを以て、假令帝王が正道に反したる事を人民に命ずることも、善良温和なる道を以て帝王の反省を願ふの外に、斷じて帝王の權に逆ふことを許さざり。特に一國帝王の命令が敵國に對する開戦の如き一國の安危に關する重大なる命令ならんには、國民は帝王の命令に絶對に服従せざる可からず。一國の帝王にして宣戦と講和の大權を有せられ、其帝王の名を以て宣戦の詔

勅を發せなる、場合には國民は其開戦講和の理由の正邪を問ふを許さざるなり。一國の帝王が開戦の是非を國民の輿論に問ふ如き事を爲さば國家の機密を敵國に漏らし且つ戦機を逸する等の幾多の不利を招きて遂に一國の滅亡を免れざるなり。故に開戦の詔勅並に講和の命令の如きは帝王の絶対權にして國民は其理由の如何を問はず帝王の命令を遵守せざる可からず。若しそれ不幸にして帝王の開戦の理由が正義に反するものありたりとするも個人たる國民は自己一人の見解を以て之を拒むを得ざるなり。開戦の理由の正邪如何に關して天に對し神に對して責任を負ふ者は一國の帝王なり。其帝王の命令を奉じたる個人は其戦争が正義に反する事ありとも是が爲に神に對して徳義上の責を有せざるなり。何となれば個人たる國民は臣民の國家に對する義務として帝王の絶対命令に服従せるに過ぎざるを以てなり。故に

帝王の大權は斯の如き場合に國民に對して絶対の意義を有し、國民は其命令の是非を問ふを許さず。雖も帝王が在天の神に對して有するその責任は非常に重大なるを認めざるを得ず。帝王の神に對して有する此の責任は、是れ帝王が人民に對して有する責任にあらざるを以て國民は開戦の理由に關して帝王の責任を負ふを得ざるなり。是れ帝王と臣民との此の關係は憲法上の關係にあらずして徳義上の關係なるを以てなり。是れ恰も父子の徳義上の關係は子が父の責任を正すを得ざる。と一般にて法律的關係と全然異なるを以てなり。斯の意味よりしても君主帝王は神聖侵す可からざるものなるを以て、國民は如何なる場合にも帝王の責任を問ふを得ざるなり。帝王は臣民に對して責任を有せざるも、在天の神に對して責任を有するを以て、其責任は人民に對するよりも一層重且つ大なるを認めて實に恐懼に堪へざるものあり。

第九章 日本の君民

我が日本帝國を統治せらるゝ我が皇室も亦在天の神の攝理に依りて國家創業の際に顯れたる屬神の能ちからなり。我が皇室は我が日本國民の爲に常に屬神の能として顯はれたるのみならず、又屬神の德として顯はれたる特別の人格なる事は我が日本の歴史の明示する所なり。我が日本帝國統治の大權は在天の神より萬世一系の此の皇室に與へられたるを以て、日本の皇室は我等日本の國民の爲には國家を統べらるゝ一大人格にして、皇祚も亦從て不死不滅の人格なり。皇位は死せる品器にあらずして生ける人格位になるを以て、皇統の連綿と其皇恩の偉大なることは我日本の歴史に於て君民を結合せる一の結晶體を爲せり。國民か神聖なる皇室を崇敬し天子の盛徳に子來せる君民の關係が即ち是れ

日本の國體にして、皇室と其臣民とを離隔す可き何等の權威隔壁の存するを許さざるなり。幕府、執權、權門等の存在の歴史的現象は一時皇室と人民との間を著しく疎隔し、是れが爲に皇室の御懿徳も國民に顯れず、人民の誠意も皇室に通せざる如き時代ありしも、是れ決して永久に保持す可き情態にあらざりき。我が日本には歴史的の關係と國風の要求とに依りて社會に有爵者を置くの必要ありとするも、若し此の有爵者を以て皇室と人民との中間に存する一の隔壁と視做すが如き事ありては、皇室の爲にも人民の爲にも是より大なる不幸なし。元來我が日本に於て貴族の一階級を以て皇室の藩屏と爲すが如きは、大なる謬見なり。昔時の戰國時代の如き世には、特別に皇室を守護するが爲に少數なる貴族を以て皇室の藩屏と爲して、人民と皇室の間に有力なる藩垣を設くる必要もありしなる可し。然し現今の如くに君民一

體となりて専ら世界列強に對侍せざる可からざる時代に、國民の全體を以て皇室の藩屏と爲して列強に相對する事をせず、此の最大多數なる然かも最有力なる國民全體をば皇室に縁遠き一の人民と貶して唯り少數なる貴族のみを以て皇室の藩屏と爲すが如きは將來國家の爲に危険此の上なきを認むるなり。我が皇室に取りて最も有力なる藩屏は決して少數の貴族にあらずして忠良なる臣民の全體なり。若し貴族が皇室と人民との中間に介在して國民に對抗し、爾等は一の平民に過ぎず貴族なる我々は皇室の御味方なり藩屏なりと力言して貴族の威を張る如きは是れ貴族が皇室を藩^かひ屏^かして人民を敵視せんとするものなり。貴族が以何に強大なりとするも其勢力は決して人民の勢力に及ばざるなり。皇室が貴族なる一階級を藩屏と爲し、人民全體を向ふに回はして相對するが如きは是れ決しし臣民が至尊を國父として戴

く我が國體と相容れざるなり。

我が日本の皇室と臣民の關係は決して法律的の關係にあらず、又其中間に貴族の一階級が介在して皇室を守護せざる可からざる如き不安なる關係を有する者にあらず。臣民全體が皇室の分つ可からざる藩屏にて皇室と臣民とは一族一體なり。皇室は大宗家の如く臣民は其別家の如く、皇室は父の家にし臣民は子の家の如し、我が皇室を以て天孫の族なりとすれば臣民全體も天孫の族なり。皇室の尊嚴ならん事を願ふが爲に我が皇室を以て日本國民に對し靈と血との生ける關係を斷絶せる別世界の圈内に置くが如きは、是れ却て皇室に對して不敬なる結果を生せしむる原因ありといはざる可からず。故に皇室と人民との間には德義上何等の藩屏も隔壁も設くる必要なく、人民は皇室に直隸して忠誠と敬愛とを以て皇威皇德に酬え奉らざる可からず。

第十章 皇室と國民の義務

前段所論の如く我が日本の皇室と臣民とは歴史的の特別なる關係を有し、天の攝理に依り神の聖旨に依りて皇室の慈憐尊嚴と、臣民の忠誠と相俟ちて帝國の國體を爲す可き特殊の關係を有せり。故に我が皇室と臣民との歴史的關係を明にすれば、他に何等の要促なくも國民の皇室に對する義務の感念は自ら茲に存せざるを得ず。左れどこの義務の感念は國民の間に存する自然の感念のみを以て足れりとす可き者にあらず。皇室に對する國民の義務の感念と忠君の精神は、歴史上の事實や先哲の訓戒の如きものを以て之を涵養する事固より肝要なるも、是れ未だ以て十全の道なりとはいふ可からず。國民の皇室に對する義務の精神、即ち忠君愛國の精神の涵養を歴史の事例や訓言教話の如きも

のみに依頼し置かば、現代の利己主義思想や種々の危險思想は遠慮無く是等の事例教訓を國民の思想より驅逐し去りて、遂には忠君愛國といふ言語のみを遺存して其精神は全く消亡し去るを免れざる可し。忠君愛國の觀念は是非各自の信する信仰に基かざる可からず。宗教の信念に基かざる徳義の觀念は、朝改暮變の思想たるを免れざるなり。信仰は是れ人の生命なり、基督教信徒が神を信するの信仰は是れ其信徒の生命なり。愛國の心、忠君の誠みな悉く此の生命に結合せらるゝにあらずんば畢意これ根を有せざる樹木に異ならず。神を尊び愛するの敬虔の心を以て皇室を敬ひ國家を愛して、茲に始て活ける忠君愛國の至誠あるを得可し。皇室を尊敬せざるは神を尊敬せざると同罪にて又國を愛せざるは神を愛せざると同罪なり。神に對すると皇室に對するとは其對象となり居るものは異なるも、徳義の觀念と義務の性質とは

決して之を偏廢するを許さざるなり。神を敬ふ者なりといひて皇室を敬はざる者あらば是れ神を敬ふ者にあらず。神を愛するといひて國を愛せずんば是れ神を愛するものにあらず。何んとなれば神の立て定め給へる見ゆる君主を敬はず見ゆる同胞を愛せずんば如何で見えざる神を敬し見えざる神を愛するを得んや。我等基督教を信する者に取りてハリストスの誠命は絶対の威嚴を有する絶対の命令なり。ハリストスの聖旨を體する使徒とハリストスに遣はされたる其門徒の命令も同様なり。聖使徒ペトルは我等信徒を稱して「神の民なり」といふ此の神の民なる信徒に誡むるに「神を畏れ王を尊め」(ペトル前書三ノ十六)といひて敬神尊王の本義を訓戒せり。又國家の法律と凡の善美なる社會の制度に對しては之を神の法律として尊び神の制定として是に服はざる可からず。故に又聖使徒は明に「凡の人の制定に服へ、或は王に於てせよ、其上に在る

を以てなり」(ペトル前書三ノ十三)と訓戒せり。特に聖使徒は社會の法律制度を「人の制定」と稱して是に順服す可きを命じたり。是れ直接なる「神の制定」なれば服ふ事勿論なるも「人の制定」を輕んじて非違犯法の行爲なからんが爲めなり。至尊の皇室に對する臣民の義務は單に之を尊敬するを以て足れりとす可からず。何んとなれば尊敬の念は遠く離れ居る皇室と臣民との間に不敬の行ひ無からしめ、遠く立ちて之を敬ひ尊ばしむるを得可きも、是のみにては皇室と臣民とを接近せしめ君民一體一如の國體を成立するを得ざるなり。故に國民は至尊を敬ふと共に之を愛せざる可からず。君臣の關係上に「敬」ありて「愛」無きは法律ありて道德なく、形式ありて誠意なきと一般にて、君民相愛の美德を見る能はざるなり。國民の至尊と皇室に對する愛の極致は、國民が至尊と皇室の爲に在天の神に熱誠を以て献ぐる所の祈禱是れなり。此の神に奉る祈禱に於て國

家の生ける代表たり國權の主體たる皇帝と其愛撫の下に在る國民とは神に於て結合せられ、神に依りて相近く相親しき者とせらるゝなり。故に皇帝と國民とを結合し之を接近せしむるものは歴史にもあらず憲法にもあらずして即ち神に於ける祈禱これなり。

第十一章 忠君の極致

國民が至尊陛下に對し、また皇室にして盡す可き義務は、決して非常なる場合にのみ現はる可きものにあらずして、國民の生活上に何時も實行せられざる可からず。世間普通に忠君の道として教へらるゝ所、多くは非常の場合にのみ實行せらる可き特別異例の忠君の道にて、天下泰平四海靜寧の平時に實行せらる可きもの甚だ尠なし。國家有事の日に陛下の爲に一身を献げて忠誠を完うす可きは勿論臣民の本分なりと

雖も忠君の誠意は斯の如き非常の場合のみならず平素常に實行せられざる可からず。我が日本國民は身を軍籍に置き若くは官途に居る者を以て特に此の忠君の本分を完うし居る者の如く想像し、農商工業を營み居る平民の如きは平素忠君の本分を盡すに甚だ縁遠き者の如く想ひ居るは大なる謬見なり。

我等ハリストス正教會の信徒は「凡の事に先だちて勤む、衆人の爲、帝王の爲、凡て權を操る者の爲に祈禱、祈願、懇求、感謝を爲さんことを」(テモフエイ前書二)との教訓に従ひて、日夕その神に献ぐる祈禱に於て至尊陛下を記念し奉り我が皇室の爲に熱切なる祈りを爲し居る者なり。是れ實に平時に於て國民悉く至尊陛下に盡し奉る可き重き義務なり。我が日本に在る全國のハリストス正教會も亦りの聖堂若くは會堂に信徒を集會して祈禱を献ぐる毎に何時も至尊陛下と皇室の爲に特別なる祈りを献

くるなり。奉神禮その他の祈禱中に屢々高聲に朗唱せらるゝ聯禱中に左の祈りを聴く可し。

「我が 今上皇帝及ビ 皇后ノ爲ニ主ニ祈ル、我が皇太子、皇族及ビ百官有司、帝國議會ト皇軍トノ爲ニ祈ル」(奉事經九頁其他)

「我が 今上皇帝の爲、其權力、勝利、長壽、平安、壯健、救贖ノ爲、及ビ主我が神ガ萬事ニ於テ之ヲ助ケ、諸ノ仇敵ヲ制服スルガ爲ニ祈ル」(奉事經二百二十十五頁其他)

我等ハリストス正教會の信徒は尙微々たる少數の信徒なりと雖も、此の信徒の集りて祈る所には何處に於ても何時も斯の如き祈りの聲を聞き、國民が至尊陛下の長壽平安壯健を熱心に祈り居る行ひを見るを得可し。我等は我がハリストス教を信せざる同胞の爲にも此の行ひを我等に則り我等に習はん事を切望する者なり。

我がハリストス正教會には日曜日毎に聖堂若くは會堂に於て執行せ

らるゝ奉神禮と稱せらるゝ特に嚴かなる祈禱式あり。此の奉神禮は又一名、聖體禮儀とも稱して、教會の諸祈禱式の中心たり。祈禱中の祈禱なり。此の最も尊嚴神聖なる祈禱式中に、信徒を代表する司祭職は崇敬恭虔の心と熱切なる祈願懇禱の心を以て左の祈りを献ぐるなり。

「主ヤ我が 今上皇帝、爾ガ斯ノ地ニ王タルヲ嘉セシ者ヲ記憶シ、眞實ノ武具、仁慈ノ武具ヲ彼に佩バシメ、戰ノ日ニ於テ其首ヲ廢ヒ、其臂ヲ強クシ、其右ノ手ヲ高フシ、其國ヲ堅固ニシ、凡ソ戰ヲ欲スル異邦民ヲ彼ニ歸服セシメ、奪フ可ラザル深キ平安ヲ彼ニ賜ヒ、彼ノ心ニ爾ガ教會ノ爲及ビ爾ガ衆人ノ爲ニ善事ヲ告グ給ヘ、彼ノ平和ニヨリ我等ガ凡ノ敬虔ト潔淨トヲ以テ恬靜安然トシテ生ヲ度ランガ爲ナリ、主ヤ我が 皇后 皇太子皇族ヲ記憶セヨ、主ヤ百官有司、帝國議會及ビ皇軍ヲ記憶セヨ云々」(奉事經二頁百五十九)

此の祈の後に聖務者は最も尊貴なる主基督の聖體と聖血とを捧げ會衆に向ひ左の祈禱を朗唱す。

「願クハ主神ハ其國ニ於テ、萬世一系ノ帝位ヲ踐ム我ガ 今上皇帝ヲ恒ニ記憶セン、今モ何時モ世世ニ、

願クハ主神ハ其國ニ於テ、我ガ 皇后ヲ恒ニ記憶セン、今モ何時モ世世ニ、

願クハ主神ハ其國ニ於テ、我ガ 皇太子及ビ皇太子妃、皇孫皇族ヲ恒ニ記憶セン、今モ何時モ世世ニ、

國民が陛下の赤子として國父の爲に其御平康を祈り奉るの日々の行爲は必ず是れ在天の神の嘉し給ふ所にして、我等草莽の臣民も神の聖像の前に立ちて陛下並に諸皇族の爲に熱力なる祈りを献ぐる時に、我等臣民の心中に陛下の尊名は深く感銘せられ、君臣の關係は神に於て

又神を通じて結合せらるゝなり。

我が日本帝國の爲に國民の心に「神」と「皇帝」と「國家」の三者を唯一不分離に結合する所の我がハリストス正教の眞理が速に太陽の如くに輝かん事を切に祈る者也。

正教と帝王及國家畢

出版目次

(日本ハリストス正教會出版
日本正教會事務所發賣)

石川喜三郎纂譯

有略神論

本書は歐洲諸大家の有神哲學上の諸論を纂譯せる一書にて神の存在を哲學的に研究せんとする者の一讀研究を要する好著なり

石川喜三郎著

四六版 正價 金貳拾錢

總布 郵稅 金六錢

羅馬教辨妄論

此の書は羅馬カトリック教會の排國宣教師リギョル師が其著論「希魯離教論」に於てハリストス正教會の教理、歴史上の事實等を論難せる大文章に對して嚴密的確なる反駁を加へ正教の眞理を表明せる書なり

莫斯科新聞主筆テホミロフ氏著 石川喜三郎譯述

菊版 正價 總布金五十錢 郵稅 十錢

全一冊 假綴金四十錢 郵稅 六錢

極東の基督教

極東の平和と基督教傳道に就きて詳論せる好著なり

石川喜三郎著

正價 金五錢 郵稅 金貳錢

正教の教會及國家

教會と國家の關係に就てハリストス正教の見地より多方面に亘りて立論せる書なり

第二版 正價 金六錢 郵稅 金貳錢

石川喜三郎著

勅語正教解

本書は教育と宗教の關係を詳論せる小著なり

全一冊 正價 金貳錢

日本正教傳道誌

此の書は我が日本帝國に故大主教ニコライ師が始めて來朝せられたる當時の情況より傳道開始、教會創立の歴史上の事實を調査詳記せる日本正教會傳道史なり

卷一、二合本 正價(總布)金八十錢
郵税 金十八錢

家庭と論理

右は著者が雜誌裏紙上に掲げたる數百の論文より家庭の倫理問題に關する論文を集録せる者なり

菊版假綴美本 正價 金二十錢
郵税 四錢

識らざる神

石川喜三郎著

小冊子 金貳錢、郵税金七冊まで貳錢
神の存在を最も平易に説明せる書なり

宗教哲學

本書は宗教の起源性質、宗教と哲學、學術の關係、宗教の發展に就きて哲學的の見地より立論せる書にて著者嘗て哲學書院より刊行せるものなり、こゝも間も無く絶版になり居りたるを今度訂正を加へて出版せんとする者なり

目下絶版、再版近刊 正價 金五十錢
郵税 金六錢

石川喜三郎著

正教と現代思想

基督教を傳ふる者にも亦基督教を信受する者にも現代の思潮を解するは極めて必要なり。本書は正しき現代の思想を以て基督を受けたる者が正しからざる現代思想を論評せる思想を代表する論集なるを以て特に青年基督教徒の爲に必讀を要する好著なり。若しこれ誤れる現代の思想に捕はれ居る社會に傳道の前驅として本書を利用せんか、是れ實に信仰の心田を開拓する最初の鋤鋤として甚大の利器たる可きを信する也

(用紙ラフペーパー表装クロー)
ス金文字入美本二百餘頁
定價 金三十錢
郵税 金六錢

芬蘭大主教セルギイ師著
石川喜三郎譯述

正教の人生觀

本書は先に我が日本正教會に宣教師として來任せられたる大主教セルギイ師の高著にしてハリストス正教會の根本原理より人生の徳義的生活の本義を論じ、靈的生命の眞價を明かにせられたる良書なり若しこれ露國時代の神學思想の高調と東方教會の聖書聖傳に基く教義講明の眞意を窺はんと欲せば本書は尠なくも其希望の一斑を満足せしむるを得可し

定價 金貳拾錢
郵税 一部金貳錢

明治四十五年七月廿七日印刷
明治四十五年七月廿七日發行

著者
兼行者

石川喜三郎

東京市神田區駿河臺北甲賀町十三番地

印刷者

田中市之助

東京市神田區通新石町三番地

印刷所

東陽堂

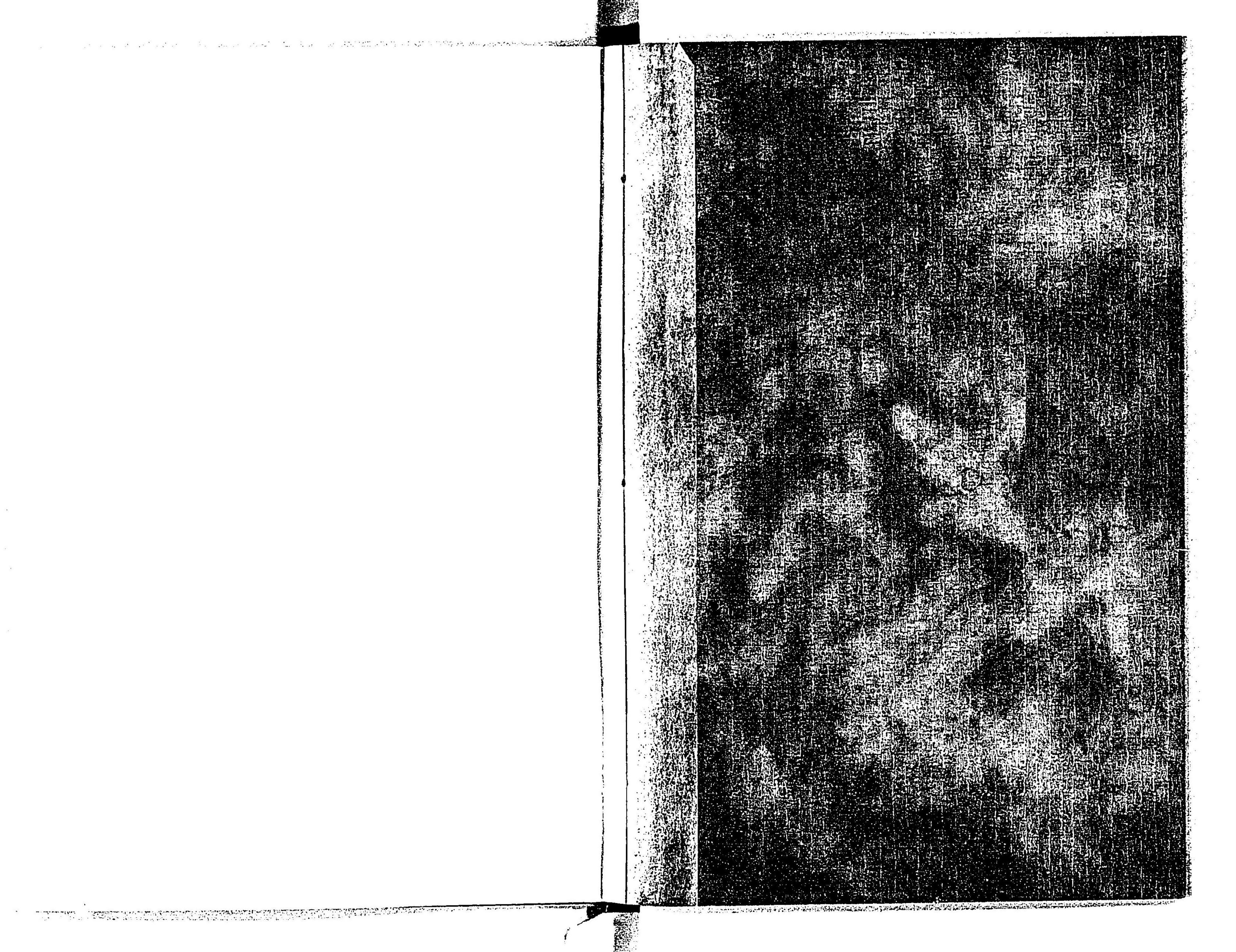
東京市神田區通新石町三番地

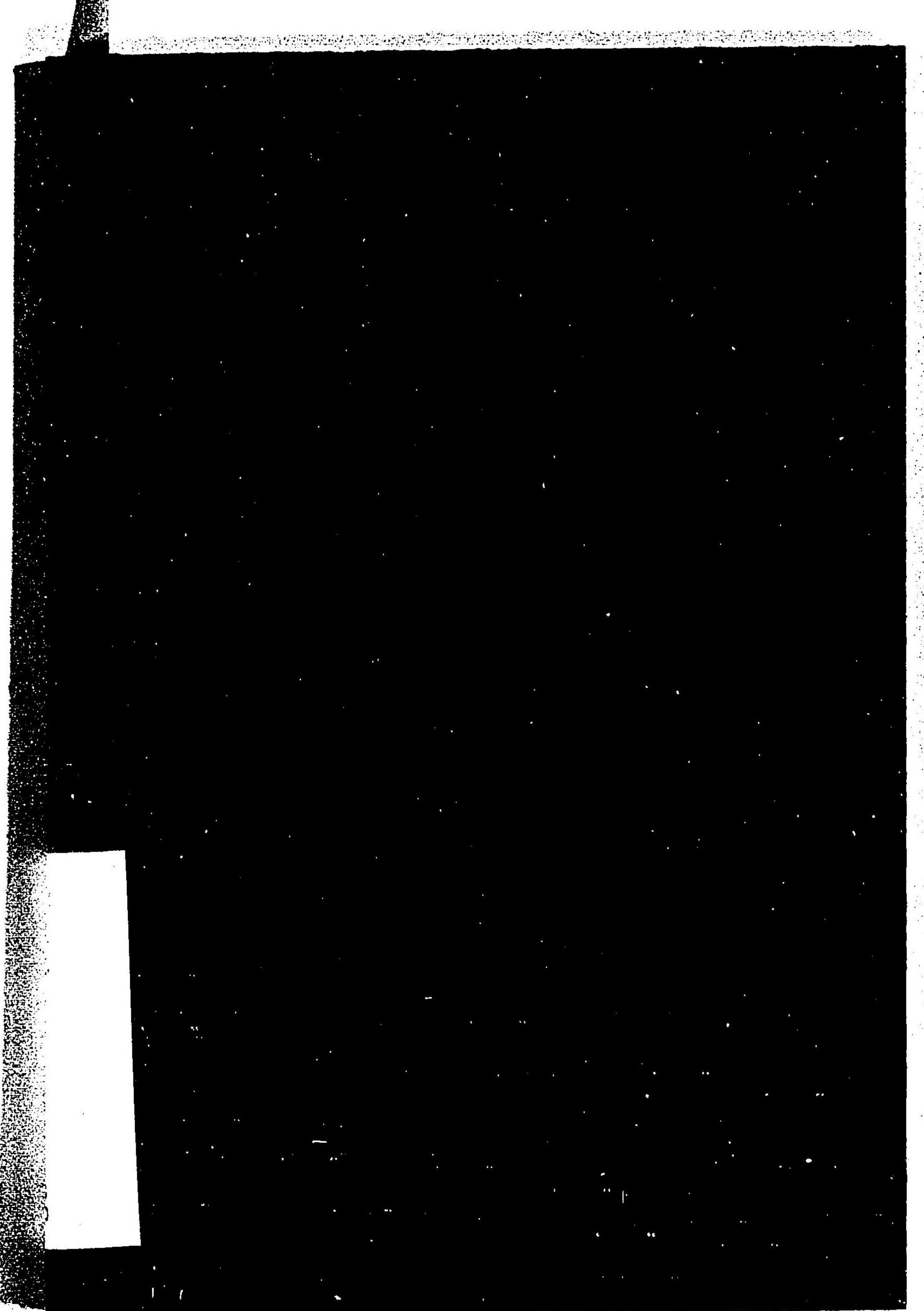
發行所 日本ハリストス正教會

東京市神田區駿河臺東紅梅町六番地

272

131





特45

122

正教と帝王及国家

国立国会図書館

020886-000-7

特45-122

正教と帝王及国家

石川 喜三郎/著

M45

ABI-0719

